

行った。

(警察が行う防犯教育・交通安全教育)

○警察は、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校等において、防犯教室を開催している。また、関係機関・団体と協力しつつ、保育所や学校などにおいて、交通安全教育を行っている。

(防災に関する各種取組)

- 内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施するなどしている¹⁰¹。
- 消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している¹⁰²。
- 気象庁は、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材や資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での説明などにより、学校防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(情報モラル教育の推進)

○文部科学省は、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」¹⁰³や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイド」¹⁰⁴を周知・配布している。また、いわゆる「ネット依存」を始めスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など情報化の進展に伴う新たな課題に対応し適切な指導を行うため、教員が指導する際に役立つ動画教材や¹⁰⁵教員向け指導手引書を作成し、教育委員会に周知・配布した。

(メディアリテラシーの向上)

○総務省は、子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム¹⁰⁶の普及等を行っている。

(3) 女性に対する暴力

○内閣府では、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ者や予防啓発活動に関心のある学生などに対して研修を実施した。

第4章 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

○文部科学省は、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している。また、平成26(2014)年度は、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を行い、問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った。そのほか、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を行った。(図表16)

101 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html>

102 幼児から小学校低学年向け<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>

小学校高学年から中学生向けhttp://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html

103 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

104 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

105 http://www.jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html

106 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyoiku_joho-ka/media_literacy.html

図表 16 家庭教育支援チーム

(1) 保護者会での学習講座の様子



(2) 子育てサロンの様子



(出典) 文部科学省資料

2 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

(地域の多様な人材の参画による教育支援の充実)

○文部科学省は、授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」の設置を始め、地域コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人材などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組を支援している¹⁰⁷。平成26年度には新たに、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業などの協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図っている。

(保護者や地域住民の学校運営への参加)

○文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、調査研究事業や推進協議会、コミュニティ・スクール推進員の派遣といった施策を進めている。(図表17)

図表 17 コミュニティ・スクール



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)

107 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/headquarters.html>

(学校評価と情報提供の推進)

○文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している¹⁰⁸。

(2) 教育・相談の体制や機能の充実

(教員の資質能力の向上)

○文部科学省は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、教員養成・研修などの充実を図っている¹⁰⁹。

○独立行政法人教員研修センター¹¹⁰は、国が行うべき研修として、各地域における指導者を養成するための学校経営研修や喫緊課題に関する研修を実施している。

(教職員評価)

○文部科学省は、従来より教職員評価を活用した人事管理について指導しており、一部実施を含めると全ての教育委員会が教職員評価システムの運用・充実に取り組んでいる。

(学級編制と教職員配置)

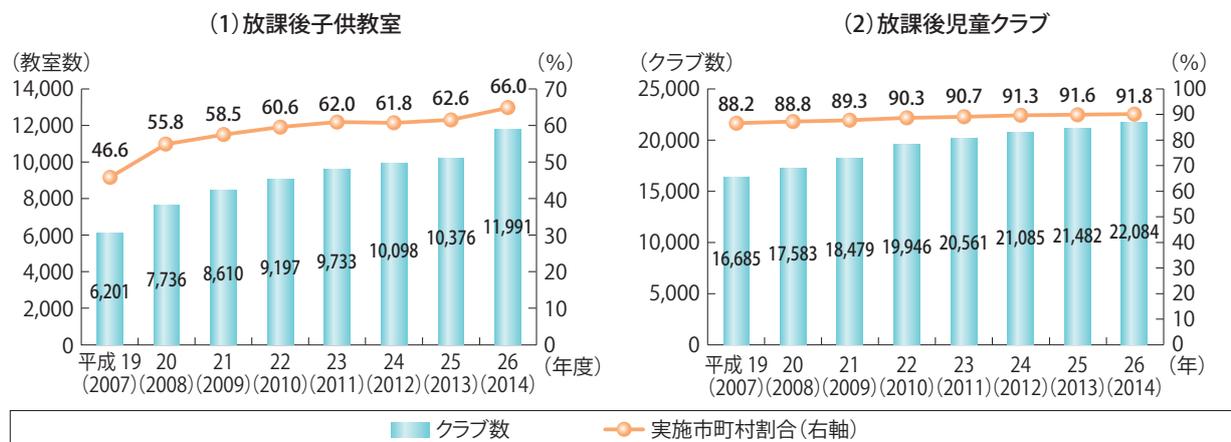
○文部科学省は、平成27(2015)年度は、アクティブ・ラーニングへの転換の推進や、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力の最大化を図るなどのため、900人の新たな定数措置を行うこととしている。

3 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

(1) 放課後子ども総合プランの推進

○文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進する。放課後児童クラブについては、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)や「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月)を策定し、児童の生活の場としての質の向上を図っている。(図表18)

図表18 「放課後子ども総合プラン」の実施状況



(出典) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>), 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

108 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

109 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

110 <http://www.nctd.go.jp/>

(2) 中高生の放課後の居場所づくり

- 文部科学省は、子供・若者の居場所づくりに関する各種の取組を推進している。
- 厚生労働省は、児童館の整備を推進している。

(3) 体験・交流活動等の場づくり

(青少年教育施設)

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設を通じて、様々な体験活動などの機会を提供している。

(都市公園)

- 国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している¹¹¹。

(スポーツ活動の場)

- 文部科学省は、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実への支援を推進している¹¹²。

(自然公園)

- 環境省は、国立公園・国定公園等では歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備を推進している。

(水辺空間の整備)

- 国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』を実施している。

(レクリエーションの森の整備)

- 林野庁は、自然休養林などの「レクリエーションの森」の活用を推進している¹¹³。

(被災地における学び・交流の場づくり)

- 文部科学省は、学校・公民館などを活用して、被災した子供たちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援している。

4 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(通学路やその周辺における子供の安全の確保のための支援)

- 警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子供が助けを求めることができる「子ども110番の家」¹¹⁴の活動に対する支援を行っている。

(道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進)

- 警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。
- 警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。
- 国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

111 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

112 http://www.mext.go.jp/a_menu/a004.htm

113 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html

114 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル
<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>

(児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進)

- 国土交通省は、災害時に子供の円滑な警戒避難が行われるよう、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域などの指定による危険な箇所の明示などを推進している。

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

(ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進)

- 国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)に基づき、「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32(2020)年度末までの整備目標を定めている。交通政策基本法に基づく交通政策基本計画においてもバリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の1つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化のさらなる推進を図っている。具体的な取組として、
 - ・「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」において、ベビーカー利用に配慮するベビーカーマークやベビーカー利用にあたっての「お願い(呼び掛け)」を決定し、「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」を呼び掛け、普及・啓発を図った。今後もベビーカー使用者や周囲の方に対して、理解・協力を呼び掛けていく。
- 国土交通省と警察庁は、バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、平成32年度までに、原則として全ての当該道路において、バリアフリー化を実施する。

(通学路の交通安全対策)

- 文部科学省、国土交通省、警察庁は、平成24(2012)年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進している。
- 警察は、道路交通の実態などに応じ、関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進している。
- 文部科学省は、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、関係機関の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行うほか、通学路安全対策アドバイザーの協力の下に行われる交通安全教育を支援している。
- 国土交通省は、学校、教育委員会、警察などの関係機関と連携し、歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化などの対策を推進している。

(公園遊具の安全点検)

- 国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる¹¹⁵。

(子供の不慮の事故防止)

- 消費者庁は、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している¹¹⁶。

第2節 多様な主体による取組の推進

1 相談体制の充実

(1) 子ども・若者総合相談センター

- 内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターを始めとする公

115 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugu.html

116 <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

(2) 相談機関の連携確保

○内閣府は、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者や学校教育関係者の参加を得て、青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体の連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換などを行い、相談機関活動の充実を図っている。

2 国民運動等の取組の推進

○内閣府は、毎年11月の「子ども・若者育成支援強調月間」や毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」により、国民運動を推進している¹¹⁷。

第3節 関係機関の機能強化，地域における多様な担い手の育成

1 専門職の養成・確保

(1) 医療・保健関係専門職

○厚生労働省は、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学等から構成された教育内容としている。

(2) 児童福祉に関する専門職

○厚生労働省は、児童福祉司や児童心理司、児童家庭相談担当職員などに対する研修の充実などを図っている。

(3) 思春期の心理関係専門職

○厚生労働省は、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者を対象に、思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

○法務省は、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修体制を整備している。

(4) 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

(少年補導職員)

○少年補導職員は、全国規模で研修を行うなど必要な知識の修得に努めている。

(少年院の法務教官)

○法務省は、少年院の法務教官に対する研修体制を整備している。

(保護観察官)

○法務省は、地方更生保護委員会事務局と保護観察所の保護観察官に対して、処遇能力の向上に資する研修などの一層の充実を図っている。

2 地域における多様な担い手の育成

(1) 青少年リーダー等の育成

○内閣府は、地域で中心的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員、青少年育成に関する活動を行う各種団体の指導者に対する研修会を開催している。また、新たに、地域の若手指導者などのリーダーシップや企画力などの向上に資する青年リーダー研修会を東京で実施した。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとする青少年教育施設は、青少年関係団体の指導者などを対象とした研修を行っている。

117 <http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>

(2) 民間協力者の確保

(保護司)

○法務省は、幅広い世代・分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。

(更生保護関係施設・団体)

○法務省は、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

(人権擁護委員)

○法務省は、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。全ての人権擁護委員に対し、各種研修により子供や若者の人権問題に関する知識の習得を図っている。

(児童委員)

○児童委員は、民生委員をもって充てられ、厚生労働大臣から委嘱されている。主任児童委員は、児童委員の中から指名され、関係機関と児童委員との連絡調整などを行っており、研修により専門的知識の習得に努めている。

(母子保健推進員)

○母子保健推進員は、家庭訪問による母子保健事業の周知、声掛け、健康診査や各種教室への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

(少年警察ボランティア)

○警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、少年警察ボランティアを委嘱している。大学生や女性、PTA関係者の委嘱により、人材の多様化を図るとともに、活動の多様化を図っている。また、全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会などの機会を利用して、非行の防止と健全育成のための活動を行うために必要な知識の提供に努めている。

(少年補導委員)

○内閣府は、地方公共団体が委嘱している少年補導委員や青少年センターなどの職員の技能や知識の向上を図るため、相談・助言の効果的進め方などを内容とする研修事業を実施している。

第4節 子育て支援等の充実

1 子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進

○政府は、子供と子育てを応援する社会の実現に向けて平成22(2010)年度から26(2014)年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法(平15法133)に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定))等により、総合的な少子化対策を推進するとともに、平成27(2015)年3月に新たな少子化社会対策大綱を閣議決定した。また、平成24(2012)年8月に公布された子ども・子育て関連3法¹¹⁸に基づく子ども・子育て支援新制度¹¹⁹について、子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、平成27年4月より本格的に施行した。

(2) 保育サービスの充実

○平成25(2013)年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」¹²⁰に基づき、平成25年度から平

118 「子ども・子育て支援法」(平24法65)、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平24法66)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平24法67)

119 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

120 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/taikijidokaisho_01.pdf

成29（2017）年度末までに潜在的な保育ニーズも含め、合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保する。

- 内閣府は、平成26（2014）年度に、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、市町村の行う保育緊急確保事業を支援し、小規模保育支援などや、放課後児童クラブの充実など、子ども・子育て支援新制度における「地域子ども・子育て支援事業」の先行的な実施を図った。

(3) 地域における子育て支援

- 文部科学省は、保護者に対する子育て講座や学習機会の提供などの家庭教育支援を推進している。
- 厚生労働省は、「地域子育て支援拠点」や「ファミリー・サポート・センター」の整備や「利用者支援事業」の推進を行っている。

(4) 幼稚園における子育て支援

- 文部科学省は、地域の実態や保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後に行う預かり保育を推進するため財政措置などの支援を行っている。

(5) 認定こども園制度の普及促進

- 内閣府、文部科学省、厚生労働省は、地域のニーズや事業者の希望に応じて、認定こども園の普及を図ることとしている。

第5節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 青少年インターネット環境整備法の的確な施行等

(1) 青少年インターネット環境整備法

- 「青少年インターネット環境整備法」¹²¹に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」¹²²が平成24（2012）年に子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

(2) 実態の把握

- 内閣府は、18歳未満の者とその保護者を対象に、インターネットの利用状況やフィルタリングの普及状況を調査する「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している¹²³。

(3) フィルタリングの普及啓発

- 警察は、違法情報に対する取締りや、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。
- 総務省は、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請や、フィルタリングの普及促進活動を推進している。
- 文部科学省は、学校で行う入学説明会や新入学時の保護者説明会など効果的な説明の機会をとらえて保護者に周知するよう協力を依頼している。
- 経済産業省は、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準¹²⁴を策定するなどしている。

(4) 悪質な違法行為の取締りなど

- 警察庁は、インターネット利用者などからの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している。外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。

121 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79）

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

122 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/index.html#dai2ji_keikaku

123 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

124 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努め、全国の警察が連携して、取締りなどを進めている。
- 法務省は、人権擁護機関において、人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

(5) 子供や保護者に対する啓発

- 内閣府は、関係府省や地方公共団体と連携し、パンフレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる¹²⁵。また、保護者、教職員、指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」¹²⁶を、平成26（2014）年度には全国6ブロックで開催した。加えて、関係府省は、関係事業者などと協力し、平成27（2015）年の春に、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及啓発などの取組を展開した。**(図表19)**
- 警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。
- 総務省は、文部科学省や情報通信分野などの企業・団体と連携し、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を全国規模で行う「eーネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。
- 法務省は、人権擁護機関において、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発活動を実施している。
- 文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。

図表19 インターネット利用に関する保護者向け啓発パンフレット



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>)

(6) 関係業界の自主的な取組の促進

- 警察は、青少年保護育成条例により青少年への販売などが規制されている有害図書類について、条例違反行為の取締りを行っている。

125 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html> から PDF 形式でダウンロード可能。
 126 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h25/index.html>